

## 愛媛県教育委員会11月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成16年11月22日（月）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

### 6 会議の概要

#### (1) 開会

委員長 午後2時00分開会を宣する。

#### (2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮り、委員審議の結果、異議なく承認する。

#### (3) 議事

委員長 議案第72号県立学校教員の懲戒処分について及び議案第73号愛媛県立図書館協議会委員の任命については人事案件であり、また、その他の協議事項の教育委員会関係条例の一部改正については、後日、県議会の議案として公表されることとなっているため、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案審議の前に専決処分の承認について諮ることを宣する。

ア 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

イ 議案審議

委員長 非公開と決定する旨宣する。

委員長 議案第72号を上程する。

○議案第72号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 交通安全について現場で直接教員に指導する立場にある教頭であること等を考慮すると、原案どおりで差し支えないと考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第73号を上程する。

○議案第73号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員会委員長及び愛媛県PTA連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を図書館法第15条の規定により任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(4) その他

○愛媛県県立学校設置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校設置条例の一部改正について、概要及

び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○愛媛県学校職員定数条例の一部改正について

○教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

○教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 愛媛県学校職員定数条例の一部改正について、教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

人権教育課長 愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○愛媛県文化財保護条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

委員長 各委員に対し、議案及び協議題以外のことについて意見、質問等はないか発言を求める。

○県立学校における指導力不足等教員の認定について

高校教育課長 11月17日に新聞各紙に報道された指導力不足等教員の認定手続きについて、報道に至った経緯及び今後の対応について報告する。

委員長 教員の資質向上があくまで児童生徒のために求められているということを教育に携わる者すべてが再認識すべきである旨意見を述べる。

砂田委員 校長の裁量権拡大の方向で教育改革が進められている現在、校長自らが適正な判断を下すことが重要であること及び制度について県民の理解を得ることが必要である旨意見を述べる。

高校教育課長 県立学校における指導力不足教員の認定に係る申請は、各学校長の判断で県教委に対して行うこととなっているが、これに先立って、学校長は該当する本人に告知し、しかるべき期間特別に指導した上で、十分な改善・向上が見られない場合に認定の申請を行うこととしている。本人告知の際、各学校長だけの判断では、学校間で差異を生じるおそれもあることから、県教育委員会においても事前に事実確認を慎重に行って公平を期する必要があると考え、学校長からの文書報告を求めたものである旨説明する。

委員長 他県の指導力不足教員の研修状況によると、比較的年齢の高い者については研修効果は薄く、若年時からの研修が必要であると考えられる旨述べる。

星川委員 企業経営では、資質の乏しい管理職の降格もあり得ること及び若年時の早期研修の必要性について意見を述べる。

教育長 各校一人ずつ報告を依頼することは画一的であったので、誤解を招かないような方法を検討するとともに、教員の資質向上は重要な課題であることから、引き続き適正に制度の運用を行い効果を上げるよう取り組む旨説明する。

学校安全について

山口委員 児童生徒に危害を加えるというような悪質な書き込みがインターネット上の掲示板等で発見された場合の対応について質問する。

義務教育課長 市町村教育委員会に対しての情報提供は、即座に行うが、個別具体の対応については、市町村教育委員会及び学校長の判断に委ねている旨説明する。

## (5) 閉 会

委員長 午後 3 時 20 分閉会を宣する。